

転籍届の記載例と記載上の注意点

～他市区町村から都城市へ本籍を変更する場合～

※他の市区町村から都城市へ、もしくは都城市から他の市区町村に本籍を変更する場合には戸籍謄本の添付が必要です（戸籍法第108条）。あらかじめ届出前にご準備ください。

なお、都城市内間の本籍変更の場合は不要です。

届出する日付をご記入ください

転籍届

令和 5 年 2 月 19 日 届出

宮崎県都城市長 殿

受理
第

送付

令和 年 月 日

長印

「本籍」の欄には届出時点での本籍と筆頭者の氏名をご記入ください

「新しい本籍」欄には新しく定める本籍をご記入ください

おなじ戸籍にある人の名前とよみかたをご記入ください

本籍	宮崎県宮崎市橋通西一丁目1 (よみかた) みやこのじょう よしたろう		番地 番
筆頭者の氏名	都城 義太郎		
新しい本籍	宮崎県都城市姫城町6 (住所…住民登録をしているところ)		番地 番
(よみかた) よしたろう 筆頭者 (名)	宮崎県都城市姫城町6街区21号		(世帯主の氏名) 都城 義太郎
おなじ戸籍にある人	配偶者	うめこ 梅子	同上
	太郎	同上	同上
	はなこ 花子	鹿児島県鹿児島市山下町11番11号 コーポ鹿児島101号室	都城 花子
その他			
届出人署名 (※押印は任意)	筆頭者 都城 義太郎	印	配偶者 都城 梅子
生年月日	昭和 44年 4月 14日		昭和 43年 2月

届出人の欄は筆頭者、配偶者それぞれの自筆署名、生年月日のご記入が必要です。
なお、筆頭者もしくは配偶者が死亡などで除籍になっている場合には、その生存配偶者のみの自筆署名と押印、生年月日のご記入となります。

戸籍の中に記載されている方それぞれの住所（アパート名等の方書きも含む）と世帯主の氏名をご記入ください。
住所が別であっても、おなじ戸籍内の人の本籍も変わることになります

～ご持参いただくもの～

- 転籍届書
- 届出人の印鑑（任意）
- 戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書）

都城市内間での本籍変更の場合は不要です

平日の午前8時30分から午後5時15分までに連絡可能な電話番号をご記入ください

【注意事項】

- 届書を記入するときには消すことのできるペンや鉛筆は使用しないでください。
- 戸籍の筆頭者や配偶者以外の方で本籍の変更をご希望の方は市区町村役場までお問い合わせください。
- 新しい本籍について、届け出する時点で存在する土地の地番号に設定できます。住居表示地域の場合はその街区符号となります（例：都城市6街区21号の場合は都城市姫城町6番となります。）
- 新本籍を設定することが可能かは、新本籍を設定する市区町村役場にお問い合わせください。
- ご不明な点は市区町村の戸籍担当にご相談下さい。

連絡先番号 090-1234-〇△□□